附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五条及び第六条の規定並びに附則第十一条の規定　公布の日

二　第三条の規定　平成二十九年一月一日

（上場株式配当等の支払通知書の記載事項等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（以下「新租税特別措置法施行規則」という。）第四条の四第一項及び第二項の規定は、租税特別措置法第八条の四第四項に規定する支払の確定した日がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後である同項に規定する上場株式配当等について適用し、同項に規定する支払の確定した日が施行日前である同項に規定する上場株式配当等については、なお従前の例による。

（特定口座年間取引報告書の記載事項等に関する経過措置）

第三条　新租税特別措置法施行規則第十八条の十三の五第二項の規定は、平成二十八年以後の各年において租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項の金融商品取引業者等に開設されていた同項の特定口座に係る同項の報告書について適用し、平成二十七年以前の各年において同項の金融商品取引業者等に開設されていた同項の特定口座に係る同項の報告書については、なお従前の例による。

（未成年者口座年間取引報告書の記載事項等に関する経過措置）

第四条　新租税特別措置法施行規則第十八条の十五の十一第二項の規定は、平成二十八年以後の各年において租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十七項の金融商品取引業者等に開設されていた同項の未成年者口座に係る同項の報告書について適用する。

（特定割引債の償還金の支払通知書の記載事項等に関する経過措置）

第五条　新租税特別措置法施行規則第十九条の六第一項の規定は、施行日以後に支払うべき租税特別措置法第四十一条の十二の二第八項に規定する特定割引債の償還金又は同条第十三項に規定する国外割引債の償還金について適用し、施行日前に支払うべき当該特定割引債の償還金又は国外割引債の償還金については、なお従前の例による。

（オープン型の証券投資信託の収益の分配等の通知書に関する経過措置）

第六条　第二条の規定による改正後の所得税法施行規則（以下「新所得税法施行規則」という。）第九十二条第一項の規定は、所得税法第二百二十五条第二項に規定する支払の確定した日が施行日以後である同項各号に規定する収益の分配又は剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配若しくは金銭の分配とみなされるものについて適用し、同項に規定する支払の確定した日が施行日前である同項各号に規定する収益の分配又は剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配若しくは金銭の分配とみなされるものについては、なお従前の例による。

（給与等の源泉徴収票に関する経過措置）

第七条　新所得税法施行規則第九十三条第一項の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用し、施行日前に支払うべき第二条の規定による改正前の所得税法施行規則（以下「旧所得税法施行規則」という。）第九十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

（退職手当等の源泉徴収票に関する経過措置）

第八条　新所得税法施行規則第九十四条第一項の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する退職手当等について適用し、施行日前に支払うべき旧所得税法施行規則第九十四条第一項に規定する退職手当等については、なお従前の例による。

（公的年金等の源泉徴収票に関する経過措置）

第九条　新所得税法施行規則第九十四条の二第一項の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する公的年金等について適用し、施行日前に支払うべき旧所得税法施行規則第九十四条の二第一項に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

（振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置）

第十条　施行日から個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における次に掲げる規定の適用については、施行日から同法の施行の日の前日までの間は、これらの規定中「第三十九条第四項」とあるのは「第四十二条第四項」とし、同法の施行の日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、これらの規定中「第三十九条第四項」とあるのは「第三十八条第四項」とする。

一　新租税特別措置法施行規則第三条の十八第十六項第二号ロ(2)、第三条の二十第二項第二号ロ(2)、第十九条の十二第六項第二号ロ(2)、第十九条の十四の二第十一項第二号ロ及び第十九条の十五第八項第二号ロ

二　新所得税法施行規則第八十一条の六第三項第一号ハ

三　第四条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則第四条第三項第一号ハ

2　個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日が平成二十九年一月一日後となる場合には、同日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第三条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十六条の二第四項第二号ロの規定の適用については、同号ロ中「第三十九条第四項」とあるのは、「第三十八条第四項」とする。

（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十一条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち租税特別措置法施行規則別表第七㈠の改正規定中「備考1及び備考2(3)から(5)まで」を「の表の備考1並びに備考2(1)及び(3)から(5)まで」に改める。

附則第一条第四号及び第五号中「及び備考2(3)から(5)まで」を「並びに備考2(1)及び(3)から(5)まで」に改める。

附則第十三条中「新規則」を「租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第七十八号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（附則第二十六条第二項において「平成二十七年新規則」という。）」に改める。

附則第二十六条第二項中「新規則」を「平成二十七年新規則」に、「及び3(5)ロ」を「並びに3(1)及び(5)ロ」に改める。

○財務省令第七十九号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条第一項ただし書の規定に基づき、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月二日　財務大臣　麻生　太郎

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号イを次のように改める。

イ　別表第一号から第五十七号までに掲げる法令の規定に基づき当該申請等を行おうとする者又は当該国税の納付を行おうとする者　氏名（法人については、名称。以下この号及び第四項第一号において同じ。）、住所又は居所及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号及び第四項第一号において同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所又は居所）

第四条第四項第一号中「個人番号又は」を削る。

附　則

1　この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

2　改正後の国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第四条第一項及び第四項の規定は、この省令の施行の日以後に行う同条第一項又は第四項の規定による届出について適用し、同日前に行われた改正前の国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第四条第一項又は第四項の規定による届出については、なお従前の例による。